



# 出産・子育て応援給付金 (出産応援ギフト)



妊娠中の妊婦の方が安心して出産に望めるように相談支援を行うとともに、出産に向けての準備の費用に役立てていただくため、経済的支援（給付金：5万円相当）を行います。

申請できる対象者や申請方法については、次のとおりとなっていますので、ご確認の上、お手続きください。

## □ 支給対象者

次の1～4のすべてに当てはまる妊婦の方が対象です。

1. 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出している方
2. 妊娠届出後、肝付町で面談を受けた方
3. 他の自治体で出産応援ギフトの支給を受けていない方
4. 肝付町に住所がある方

## □ 支給額

# 5万円

※口座振込での支給となります。  
※多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。

## □ 必要な手続き

※転入者の方は、お手続きが異なる場合がありますので、一度ご相談ください。

### □ 令和5年1月末日までに妊娠届出をし、 まだ出産をむかえていない方

役場から申請に必要な書類を一式お送りします。（2月上旬予定）  
必要箇所をご記入いただき、肝付町役場健康増進課へご提出ください。

### □ 令和5年2月1日以降に 妊娠届出をした方

妊娠届出後に保健師・助産師との面談を受けていただきますので、その際にご案内いたします。 ※申請には面談が必須となっています。

#### ▼ 提出書類

- ・ 出産応援ギフト申請書兼請求書
- ・ 通帳のコピー
- ・ アンケート（妊産婦様向け）

#### ▼ 提出書類

- ・ 出産応援ギフト申請書兼請求書
- ・ 通帳のコピー

※ この他、申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出して頂く必要があります。  
※ 申請者名は必ず、妊婦様のお名前である必要があります。

## □ 申請の流れ

① 肝付町役場 健康増進課から、  
面談日のご相談をさせていただきます。

③ 申請書類に不備がなければ、目安として  
1～2ヶ月後に指定の口座にお振込いたします。

妊娠届出

面談実施



※令和5年1月末日までに妊娠届出をし、役場から申請書が届いた方については、面談の代わりにアンケートを記入していただくことで、面談をすることなく申請が可能です。

② 申請書類一式を  
肝付町役場 健康増進課へ  
ご提出ください。



▲制度説明については、こちら（厚生労働省のページ）をご確認ください。